

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	地方税法等に基づく県税の賦課徴収又は調査に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、県税の賦課徴収又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○島根県は県税の賦課徴収を行うために「島根県税務総合オンラインシステム」を使用している。
○「島根県税務総合オンラインシステム」の維持管理業務については一部外部業者に委託しているが、「島根県情報セキュリティポリシー」「個人情報の取扱いに係る特記事項」により、個人情報の適切な取扱いを定めている。
○内部による不正利用の防止の為、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定すると共にシステムの使用制限を行っている。

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和7年3月17日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)</p> <p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に該当ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX(地方税ポータルシステム))								
②システムの機能	<p>国税連携システムでは、所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁及びeLTAX(地方税ポータルシステム)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ送信される。各地方公共団体では、国税連携システムを利用して、受信した国税連携データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。</p> <p>1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷機能 4. 団体間回送機能(地方団体から他の地方団体に所得税確定申告書データを回送する。)</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
島根県税務総合オンラインシステムデータベースファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 【情報提供する根拠】 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するために保有。 2. 4情報及び連絡先 ①賦課決定に際し課税要件を確認するため。②納税通知書等の送付先を確認するため。 ③本人への連絡等のため。 3. 国税関係情報 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。 4. 地方税関係情報 地方税関係情報により税の軽減を行うため。 5. 障害者福祉関係情報 障害者に対する税の減免決定を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報 生活保護者に対する税の減免決定を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年7月
⑥事務担当部署	島根県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町村課、障がい福祉課、心と体の相談センター) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構(J-LIS))							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム・国税連携システム)							
③使用目的 ※		県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化。							
④使用の主体	使用部署	島根県総務部税務課、島根県内の各県税事務所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1. 課税管理に関する事務 申告、届出等及び課税調査等により課税業務を行う。 2. 収納管理に関する事務 賦課情報に基づき、収納、還付、充当等の収納管理業務を行う。 3. 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から滞納整理事務を行う。 4. あて名管理に関する事務 納税者のあて名情報の特定や突合を行い、あて名管理事務を行う。							
情報の突合		1. 課税管理に関する事務 県税の軽減等を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報、生活保護関係情報等との突合を行う。 上記2～3に係る4. あて名管理に関する事務 納税者の確認(納税者の特定)を行うため、当該システムにおけるあて名情報と、他の団体(市町村)、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。							
⑥使用開始日		平成28年7月19日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税務システム維持管理委託業務	
①委託内容	税務システム維持管理委託業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書においては、再委託してはならないこと、あらかじめ書面により承諾を得た場合はこの限りではないことを明記しているが、承諾を求める場合は再委託先名称、再委託の内容、個人情報を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出させ、承諾するか否かを判断する。
	⑥再委託事項	委託業務の全部又は一部の処理
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収
③提供する情報	島根県で賦課しない者に係る所得税確定申告書等(国税連携データ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	島根県以外の都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者(他の都道府県に課税権があるもの)
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→LGWAN)
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

〈税務総合オンラインシステムにおける措置〉

税務総合オンラインシステムのサーバはデータセンターに設置している。入室には事前に入室申請書を申請し、入室時には入出許可証(カード)で入退室管理を行っている。各セクションにおいても監視カメラ、入出許可証(カード)によるチェックがされ、サーバ室入室にあたっては眼底による個人認証システムによるセキュリティチェックを行っている。

〈紙媒体における措置〉

施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行っている。

〈国税連携システムにおける措置〉

地方税共同機構が管理運営している国税連携システムの国税連携データ受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。

〈統合宛名管理システムにおける措置〉

統合宛名管理システムのサーバはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理することとしている。

〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉

1. 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
2. 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

【別添1】特定個人情報ファイル記録項目

【島根県税務総合オンラインシステムデータベースファイル】

(共通)

〔納税者レコード〕

納税者番号、納税者一人格区分コード、納税者一氏名カナ、納税者一カナ漢字フラグ、納税者一氏名漢字、納税者一都道府県コード、納税者一市区町村コード、納税者一町大字コード、納税者一丁目字コード、納税者一小字通称コード、納税者一住所チェックデジット、納税者一法人格コード、納税者一前後区分コード、納税者一氏名オーバーフラグ、納税者一郵便番号1、納税者一郵便番号2、納税者一住所、納税者一住所オーバーフラグ、納税者一集合住宅コード、納税者一地番方書、納税者一電話番号1、納税者一電話番号2、納税者一出生年、納税者一出生月、納税者一生日、代表者一氏名漢字、代表者一代表者区分コード、代表者一氏名オーバーフラグ、代表者一都道府県コード、代表者一市区町村コード、代表者一町大字コード、代表者一丁目字コード、代表者一小字通称コード、代表者一住所チェックデジット、代表者一住所、代表者一番地方書、代表者一住所オーバーフラグ、代表者一郵便番号1、代表者一郵便番号2、ダミー1、注意コード1、注意コード2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、ダミー2

〔納税者履歴レコード〕

納税者番号、納税者一人格区分コード、納税者一氏名カナ、納税者一カナ漢字フラグ、納税者一氏名漢字、納税者一都道府県コード、納税者一市区町村コード、納税者一町大字コード、納税者一丁目字コード、納税者一小字通称コード、納税者一住所チェックデジット、納税者一法人格コード、納税者一前後区分コード、納税者一氏名オーバーフラグ、納税者一郵便番号1、納税者一郵便番号2、納税者一住所、納税者一住所オーバーフラグ、納税者一集合住宅コード、納税者一地番方書、納税者一電話番号1、納税者一電話番号2、納税者一出生年、納税者一出生月、納税者一生日、代表者一氏名漢字、代表者一代表者区分コード、代表者一氏名オーバーフラグ、代表者一都道府県コード、代表者一市区町村コード、代表者一町大字コード、代表者一丁目字コード、代表者一小字通称コード、代表者一住所チェックデジット、代表者一住所、代表者一番地方書、代表者一住所オーバーフラグ、代表者一郵便番号1、代表者一郵便番号2、ダミー1、注意コード1、注意コード2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、ダミー2

〔納税者補助レコード〕

納税者番号、異動年、異動月、移動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、住民票一都道府県コード、住民票一市区町村コード、住民票一町大字コード、住民票一丁目字コード、住民票一小字通称コード、住民票一住所チェックデジット、住民票一郵便番号1、住民票一郵便番号2、住民票一住所、住民票一住所オーバーフラグ、住民票一集合住宅コード、住民票一番地方書、性別コード、個人法人番号、ダミー1

〔納税者補助履歴レコード〕

納税者番号、異動年、異動月、移動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、住民票一都道府県コード、住民票一市区町村コード、住民票一町大字コード、住民票一丁目字コード、住民票一小字通称コード、住民票一住所チェックデジット、住民票一郵便番号1、住民票一郵便番号2、住民票一住所、住民票一住所オーバーフラグ、住民票一集合住宅コード、住民票一番地方書、性別コード、個人法人番号、ダミー1

〔口座番号レコード〕

口座レコード区分コード、納税者番号、銀行コード、支店コード、銀行名、支店名、預金種別コード、口座番号、口座名義人、口座名義人区分、法人格コード、前後区分コード、納貯組番号、ダミー1、削除指示フラグ、削除指示年、削除指示月、削除指示日、登録変更区分コード、作成年、作成月、作成日、登録事務所コード、登録年、登録月、登録日、金融機関受付年、金融機関受付月、金融機関受付日、ダミー2

〔返戻履歴レコード〕

返戻年度、番号、チェックデジット、返戻理由コード、発付年、発付月、発付日、返戻年、返戻月、返戻日、申告決議年、申告決議月、申告決議日、返戻帳票コード、返戻対象納税者番号、徴収番号、納税者生年、納税者生月、納税者生日、送付先区分コード、法人格コード、前後区分コード、氏名名称、氏名名称オーバーフラグ、脚書、都道府県コード、市区町村コード、町大字コード、丁目字コード、小字通称コード、住所チェックデジット、住所、番地方書、住所オーバーフラグ、住所区分コード、処置年、処置月、処置日、納期変更決議年、納期変更決議月、納期変更決議日、当初納期限年、当初納期限月、当初納期限日、変更後納期限年、変更後納期限月、変更後納期限日、事務所コード、返戻帳票処理区分コード、処置入力年、処置入力月、処置入力日、期別年、期別月、期別日、電算管理住所フラグ、当初納期限年2、当初納期限月2、当初納期限日2、変更後納期限年2、変更後納期限月2、変更後納期限日2、ダミー1

〔共同経営者レコード〕

納税者番号、共同経営者区分コード、納税者区分コード、開始年、開始月、開始日、終了年、終了月、終了日、被相続人納税者番号、返戻区分コード、返戻理由コード、送付先区分コード、送付先法人格コード、送付先前後区分コード、送付先氏名名称、送付先氏名名称オーバーフラグ、送付先脚書、送付先都道府県コード、送付先市区町村コード、送付先町大字コード、送付先丁目字コード、送付先小字通称コード、送付先住所チェックデジット、送付先住所、送付先番地方書、送付先住所オーバーフラグ、送付先郵便番号1、送付先郵便番号2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、還付済フラグ、返戻番号、返戻カウンタ、ダミー1

〔共同経営送付先履歴レコード〕

納税者番号、共同経営者区分コード、納税者区分コード、開始年、開始月、開始日、終了年、終了月、終了日、被相続人納税者番号、返戻区分コード、返戻理由コード、送付先区分コード、送付先法人格コード、送付先前後区分コード、送付先氏名名称、送付先氏名名称オーバーフラグ、送付先脚書、送付先都道府県コード、送付先市区町村コード、送付先町大字コード、送付先丁目字コード、送付先小字通称コード、送付先住所チェックデジット、送付先住所、送付先番地方書、送付先住所オーバーフラグ、送付先郵便番号1、送付先郵便番号2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、還付済フラグ、返戻番号、ダミー1

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〔課税客体レコード〕

徴収番号、名称カナ、都道府県コード、市区町村コード、町大字コード、丁目字コード、小字通称コード、住所チェックデジット、事務所コード、税目コード、法人格コード、前後区分コード、名称漢字、名称オーバーフラグ、脚書、住所、住所オーバーフラグ、郵便番号1、郵便番号2、番地方書、電話番号1、電話番号2、産業分類コード、送付先一区分コード、送付先一法人格コード、送付先一前後区分コード、送付先一氏名名称、送付先一氏名名称オーバーフラグ、送付先一脚書、送付先一都道府県コード、送付先一市区町村コード、送付先一町大字コード、送付先一丁目字コード、送付先一小字通称コード、送付先一住所チェックデジット、送付先一住所、送付先一番地方書、送付先一住所オーバーフラグ、送付先一郵便番号1、送付先一郵便番号2、PP送付先コード、税理士等、事業開始年、事業開始月、事業開始日、事業開始申請年、事業開始申請月、事業開始申請日、廃業年、廃業月、廃業日、廃業申請年、廃業申請月、廃業申請日、状態コード、除却年、除却月、除却日、除却理由コード、返戻区分コード、返戻理由コード、番号フラグ、納税口座有無フラグ、還付口座有無フラグ、納税貯蓄組合有無フラグ、補助記録有無フラグ、共同経営者有無フラグ、課税DB登録有無フラグ、ダミー1、ダミー2、主たる納税者番号、ダミー3、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動前事務所コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、電子申告フラグ、徴収事務所コード、ダミー4

〔課税客体履歴レコード〕

徴収番号、名称カナ、都道府県コード、市区町村コード、町大字コード、丁目字コード、小字通称コード、住所チェックデジット、事務所コード、税目コード、法人格コード、前後区分コード、名称漢字、名称オーバーフラグ、脚書、住所、住所オーバーフラグ、郵便番号1、郵便番号2、番地方書、電話番号1、電話番号2、産業分類コード、送付先一区分コード、送付先一法人格コード、送付先一前後区分コード、送付先一氏名名称、送付先一氏名名称オーバーフラグ、送付先一脚書、送付先一都道府県コード、送付先一市区町村コード、送付先一町大字コード、送付先一丁目字コード、送付先一小字通称コード、送付先一住所チェックデジット、送付先一住所、送付先一番地方書、送付先一住所オーバーフラグ、送付先一郵便番号1、送付先一郵便番号2、PP送付先コード、税理士等、事業開始年、事業開始月、事業開始日、事業開始申請年、事業開始申請月、事業開始申請日、廃業年、廃業月、廃業日、廃業申請年、廃業申請月、廃業申請日、状態コード、除却年、除却月、除却日、除却理由コード、返戻区分コード、返戻理由コード、番号フラグ、納税口座有無フラグ、還付口座有無フラグ、納税貯蓄組合有無フラグ、補助記録有無フラグ、共同経営者有無フラグ、課税DB登録有無フラグ、ダミー1、ダミー2、主たる納税者番号、ダミー3、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動前事務所コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、電子申告フラグ、ダミー4

(不動産取得税)

〔賦課レコード〕

徴収番号、不動産種別コード、賦課種別コード、C面積-3P、C面積-4P、C価格-3P、C価格-4P、当初税額-3P、当初税額-4P、課税年度、価格控除額-3P、価格控除額-4P、控除後課税標準額-3P、控除後課税標準額-4P、控除後税額-3P、控除後税額-4P、当初賦課額、控除による減額、その他減額、差引税額、旧所有者一代表者名称、旧所有者一代表者住所コード、旧所有者一代表者住所、旧所有者一代表者番地方書、旧所有者一人数、メモ、余白、資料番号、投入整理番号、合算有無区分、作成年月日、最新更新年月日、物件R採番済枝番、物件R件数、物件R課税分筆数、物件R課税分戸数、物件R課税分A面積-3P、物件R課税分A面積-4P、物件R課税分A価格-3P、物件R課税分A価格-4P、物件R課税分B面積-3P、物件R課税分B面積-4P、物件R課税分B価格-3P、物件R課税分B価格-4P、物件R非課税分筆数、物件R非課税分戸数、物件R非課税分A面積-3P、物件R非課税分A面積-4P、物件R非課税分A価格-3P、物件R非課税分A価格-4P、物件R非課税分B面積-3P、物件R非課税分B面積-4P、物件R非課税分B価格-3P、物件R非課税分B価格-4P、物件R共同住宅全部控除-残無戸、調定R共同住宅全部控除-残無戸、調定R共同住宅全部控除-C面積、調定R共同住宅一部控除-控除額、調定R共同住宅一部控除-残無戸、調定R共同住宅一部控除-残有戸、調定R共同住宅一部控除-C面積、調定R共同住宅一部控除-控除額、調定R共同住宅減額-戸数、統計計上フラグ、フラグ-余白

〔納税者レコード〕

納税者番号、徴収番号、課税区分、取得者持分-分子、取得者持分-分母、他持分有無区分、余白

〔調定レコード〕

徴収番号、課税年度、調定年度、事務所コード、調定種別コード、決議年月日、価格控除額-3P、価格控除額-4P、税額、現過区分、調定年月、通知年月日、納期年月日、減額受理年月日、余白、統計計上フラグ、作成年月日

〔物件レコード〕

物件整理番号-徴収番号、物件整理番号-枝番、取得原因コード、取得年月日、地目用途コード、所在地-住所コード、所在地-住所、所在地-番地、他筆数、課税区分、A面積-3P、A面積-4P、A面積-合計、A価格-3P、A価格-4P、旧A価格、物件持分-分子、物件持分-分母、登録番号、登記年月日、契約年月日、農地法区分、農地許可年月日、家屋番号、一棟表示名称、具体的用途名称、構造コード、一構面積、階層コード、階層別A面積-3P、階層別A面積-4P、評価基準年度、評価基準コード、新築年月日、加算評点、平米評点、確認申請年月日、評価年月日、申告依頼年月日、申告提出期限年月日、申告年月日、評点数、評点補正率、価格補正率、余白、戸R採番済枝番、戸R件数、戸R課税分筆数、戸R課税分A面積-3P、戸R課税分A面積-4P、戸R非課税分筆数、戸R非課税分A面積-3P、戸R非課税分A面積-4P、データ削除フラグ、フラグ-余白

〔調定明細レコード〕

調定明細整理番号-徴収番号、調定明細整理番号-枝番、調定明細コード、価格控除額-3P、価格控除額-4P、税額、...、共同住宅全部控除-残無戸数、共同住宅全部控除-C面積、共同住宅全部控除-控除額、共同住宅一部控除-残無戸数、共同住宅一部控除-残有戸数、共同住宅一部控除-C面積、共同住宅一部控除-控除額、共同住宅減額-戸数、余白

〔戸レコード〕

戸整理番号-徴収番号、戸整理番号-物件枝番、戸整理番号-枝番、課税区分、戸数、A面積-3P、A面積-4P、賃貸分譲区分、余白、データ削除フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[ワークDB-賦課資料レコード]

資料番号、不動産種別レコード、賦課種別コード、事務所コード、C面積-3P、C面積-4P、C価格-3P、C価格-4P、当初税額-3P、当初税額-4P、物件持分-分子、物件持分-分母、取得者持分-分子、取得者持分-分母、価格控除額-3P、価格控除額-4P、控除後課税標準額-3P、控除後課税標準額-4P、控除後税額-3P、控除後税額-4P、控除による減額、その他減額、差引税額、登記番号、登記年月日、契約年月日、旧所有者-代表者名称、旧所有者-代表者住所コード、旧所有者-代表者住所、旧所有者-代表者番地方書、旧所有者-人数、農地法区分、農地許可年月日、農地転用地目コード、確認申請年月日、評価年月日、申告依頼年月日、申告提出期限年月日、申告年月日、施工業者-名称、施工業者-住所コード、施工業者-住所、施工業者-番地方書、施工業者-電話番号、メモ、市町村通知欄、余白、投入整理番号、合算有無区分、投入年月日、最新更新年月日、物件R採番済枝番、物件R件数、物件R課税分筆数、物件R課税分戸数、物件R課税分A面積-3P、物件R課税分A面積-4P、物件R課税分A価格-3P、物件R課税分A価格-4P、物件R非課税分筆数、物件R非課税分戸数、物件R非課税分A面積-3P、物件R非課税分A面積-4P、物件R非課税分A価格-3P、物件R非課税分A価格-4P、調定R採番済枝番、調定R件数、調定R共同住宅全部控除-残無戸、調定R共同住宅全部控除-C面積、調定R共同住宅全部控除-控除額、調定R共同住宅一部控除-残無戸、調定R共同住宅一部控除-残有戸、調定R共同住宅一部控除-C面積、調定R共同住宅一部控除-控除額、調定R共同住宅一部減額-戸数、取得者R採番済枝番、取得者R件数、取得者R課税分人数、取得者R課税分持分-分子、取得者R非課税分人数、取得者R非課税分持分-分子、賦課保留フラグ、統計計上フラグ、非木造申告依頼フラグ、中間登記申告依頼フラグ、データ削除フラグ、減額処理調査フラグ、事前通知フラグ、フラグ-余白

[ワークDB-物件レコード]

物件整理番号-資料番号、物件整理番号-枝番、取得原因コード、取得年月日、地目用途コード、所在地-住所コード、所在地-住所、所在地-番地、他筆数、課税区分、A面積-3P、A面積-4P、A価格-3P、A価格-4P、旧A価格、家屋番号、棟表示名称、構造コード、一構面積、階層コード、階層別A面積-3P、階層別A面積-4P、評価基準年度、評価基準コード、新築年月日、加算評点、平点評点、評点数、評点補正率、価格補正率、余白、戸R採番済枝番、戸R件数、戸R課税分戸数、戸R課税分A面積-3P、戸R課税分A面積-4P、戸R非課税分戸数、戸R非課税分A面積-3P、戸R非課税分A面積-4P、価格決定フラグ、価格調査処理フラグ、5条農地調査処理フラグ、データ削除フラグ、フラグ-余白

[ワークDB-戸レコード]

戸整理番号-資料番号、戸整理番号-物件枝番、戸整理番号-枝番、課税区分、戸数、A面積-3P、A面積-4P、賃貸分譲区分、余白、データ削除フラグ

[ワークDB-調定明細レコード]

調定明細整理番号-資料番号、調定明細整理番号-枝番、調定明細コード、価格控除額-3P、価格控除額-4P、減額、共同住宅全部控除-残無戸数、共同住宅全部控除-C面積、共同住宅全部控除-控除額、共同住宅一部控除-残無戸数、共同住宅一部控除-残有戸数、共同住宅一部控除-C面積、共同住宅一部控除-控除額、共同住宅一部減額-戸数、余白、減額決議フラグ、データ削除フラグ、フラグ-余白

[ワークDB-取得者レコード]

取得者整理番号-資料番号、取得者整理番号-枝番、検索用漢字名称、課税区分、取得者持分-分子、人格区分、法人格コード、名称前後区分、カナ名称、漢字名称、名称オーバー区分、住所コード、住所、番地方書、住所オーバー区分、郵便番号1、郵便番号2、郵便番号3、電話番号、集合住宅等区分、名寄せ調査区分、名寄せ調査件数、新規作成区分、納税者番号、生年月日、余白、再名寄せ指示フラグ、データ削除フラグ、フラグ-余白

(自動車税種別割)

[基本レコード]

業務種別コード、最新支局等コード、最新標識コード、最新登録番号-車種コード、最新登録番号-カナ文字、最新登録番号-一連番号、最新登録番号-予備、車台番号、申請年月日、車検満了年月日、初度登録年月、用途コード、諸元型式番号、諸元種別番号、形状コード、定員コード、定員1、定員2、排気量コード、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長さ、車両幅、車両高さ、燃料コード、塗色コード、排出ガス適合コード、型式コード、型式、原動機型式コード、原動機型式、所有者-ディーラコード、使用者-ディーラコード、本拠地住所コード、本拠地番地等、本拠地漢字、メーカーコード、車名、車名コード、所有者-人格区分、所有者-法人格区分、所有者-名称前後区分、所有者-カナ名称、所有者-漢字名称、所有者-住所コード、所有者-番地等、所有者-漢字住所、使用者-人格区分、使用者-法人格区分、使用者-名称前後区分、使用者-カナ名称、使用者-漢字名称、使用者-住所コード、使用者-番地等、使用者-漢字住所、所有権保留解除車区分、取得原因区分、所有形態区分、グリーン化特例区分、余白、形体コード、輪コード、バスコード、低公害コード、課税CD-車種区分、課税CD-用途区分、課税CD-輪区分、課税CD-形体区分、課税CD-車種内訳区分、課税CD-けん引区分、課税CD-燃料区分、課税CD-定員区分、課税CD-積載量区分、課税CD-排気重量区分、課税CD-低公害区分、課税CD-予備、税率コード、年税額、抹消転出区分、無効賦課区分、非課税区分、課税保留区分、保留始期年月日、保留決定年月日、翌年徴収番号、現年徴収番号、リース区分、翌年調定事由コード、グリーン化税制軽減対象区分、低燃費車区分、ハイブリッド車区分、通称名、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号-車種コード、当初登録番号-カナ文字、当初登録番号-一連番号、当初登録番号-予備、作成年月日

[基本履歴レコード]

業務種別コード、最新支局等コード、最新標識コード、最新登録番号-車種コード、最新登録番号-カナ文字、最新登録番号-一連番号、最新登録番号-予備、車台番号、申請年月日、車検満了年月日、初度登録年月、用途コード、諸元型式番号、諸元種別番号、形状コード、定員コード、定員1、定員2、排気量コード、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長さ、車両幅、車両高さ、燃料コード、塗色コード、排出ガス適合コード、型式コード、型式、原動機型式コード、原動機型式、所有者-ディーラコード、使用者-ディーラコード、本拠地住所コード、本拠地番地等、本拠地漢字、メーカーコード、車名、車名コード、所有者-人格区分、所有者-法人格区分、所有者-名称前後区分、所有者-カナ名称、所有者-漢字名称、所有者-住所コード、所有者-番地等、所有者-漢字住所、使用者-人格区分、使用者-法人格区分、使用者-名称前後区分、使用者-カナ名称、使用者-漢字名称、使用者-住所コード、使用者-番地等、使用者-漢字住所、所有権保留解除車区分、取得原因区分、所有形態区分、グリーン化特例区分、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

余白、形体コード、輪コード、バスコード、低公害コード、課税CD-車種区分、課税CD-用途区分、課税CD-輪区分、課税CD-形体区分、課税CD-車種内訳区分、課税CD-けん引区分、課税CD-燃料区分、課税CD-定員区分、課税CD-積載量区分、課税CD-排気重量区分、課税CD-低公害区分、課税CD-予備、税率コード、年税額、抹消転出区分、無効賦課区分、非課税区分、課税保留区分、保留始期年月日、保留決定年月日、翌年徴収番号、現年徴収番号、リース区分、翌年調定事由コード、グリーン化税制軽課対象区分、低燃費車区分、ハイブリッド車区分、通称名、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号-車種コード、当初登録番号-カナ文字、当初登録番号-一連番号、当初登録番号-予備、作成年月日

〔納税者レコード〕

徴収番号、納税者番号、納税区分、業務種別コード、登録年月日、身障減免区分、事務所コード、占有者区分、占有年度、賦課時人格区分、賦課時法人各区分、賦課時名称前後区分、賦課時カナ名称、賦課時漢字名称、賦課時住所コード、賦課時漢字地番方書、証明差止コード、証明発行事務所コード、証明発行年月日、証明発行回数、転入前滞納有無、身障減免取消年月日、余白、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号-車種コード、当初登録番号-カナ文字、当初登録番号-一連番号、当初登録番号-予備、作成年月日

〔登録番号履歴レコード〕

支局等コード、標識コード、登録番号-車種コード、登録番号-カナ文字、登録番号-一連番号、登録番号-予備、徴収番号、申請年月日、余白1、作成年月日

〔課税レコード〕

徴収番号、課税年度、課税CD-車種区分、課税CD-用途区分、課税CD-輪区分、課税CD-形体区分、課税CD-車種内訳区分、課税CD-けん引区分、課税CD-燃料区分、課税CD-定員区分、課税CD-積載量区分、課税CD-排気重量区分、課税CD-低公害区分、課税CD-予備、税率コード、年税額、課税月数、支局等コード、標識コード、登録番号-車種コード、登録番号-カナ文字、登録番号-一連番号、登録番号-予備、事務所コード、賦課時調定事由コード、賦課時決定年月日、賦課時調定額、最新調定事由コード、最新決定年月日、最新調定額、余白

〔身障情報レコード〕

徴収番号、納税者番号、支局等コード、標識コード、登録番号-車種コード、登録番号-カナ文字、登録番号-一連番号、登録番号-予備、減免初年度、調定事由コード、障害コード、等級コード、使用目的コード、身障手帳コード、精神障害区分、身障者年月日、電話番号、身障者漢字氏名、運転者漢字氏名、構造変更にかした額、備考、余白1、作成年月日

〔調定レコード〕

徴収番号、課税年度、調定年度、収納調定コード、収納調定決議年月日、調定取消区分、現過区分、調定年月、調定件数区分、収納連絡年月日、調定事由コード、決定年月日、通知年月日、納期限、調定額、余白1、作成年月日

〔減調定明細レコード〕

徴収番号、課税年度、調定年度、収納調定コード、収納調定決議年月日、現過区分、調定年月、調定件数区分、調定事由コード、決定年月日、調定額、余白1

〔ワークDB-基本レコード〕

業務種別コード、最新支局等コード、最新標識コード、最新登録番号-車種コード、最新登録番号-カナ文字、最新登録番号-一連番号、最新登録番号-予備、車台番号、申請年月日、車検満了年月日、初度登録年月、用途コード、諸元型式番号、諸元種別番号、形状コード、定員コード、定員1、定員2、排気量コード、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長さ、車両幅、車両高さ、燃料コード、塗色コード、排出ガス適合コード、型式コード、型式、原動機型式コード、原動機型式、所有者-ディーラコード、使用者-ディーラコード、本拠地住所コード、本拠地番地等、本拠地漢字、メカコード、車名、車名コード、所有者-人格区分、所有者-法人格区分、所有者-名称前後区分、所有者-カナ名称、所有者-漢字名称、所有者-住所コード、所有者-番地等、所有者-漢字住所、使用者-人格区分、使用者-法人格区分、使用者-名称前後区分、使用者-カナ名称、使用者-漢字名称、使用者-住所コード、使用者-番地等、使用者-漢字住所、所有権保留解除車区分、取得原因区分、所有形態区分、グリーン化特例区分、余白、形体コード、輪コード、バスコード、低公害コード、課税CD-車種区分、課税CD-用途区分、課税CD-輪区分、課税CD-形体区分、課税CD-車種内訳区分、課税CD-けん引区分、課税CD-燃料区分、課税CD-定員区分、課税CD-積載量区分、課税CD-排気重量区分、課税CD-低公害区分、課税CD-予備、税率コード、年税額、抹消転出区分、無効賦課区分、非課税区分、課税保留区分、保留始期年月日、保留決定年月日、翌年徴収番号、現年徴収番号、リース区分、翌年調定事由コード、グリーン化税制軽課対象区分、低燃費車区分、ハイブリッド車区分、通称名、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号-車種コード、当初登録番号-カナ文字、当初登録番号-一連番号、当初登録番号-予備、作成年月日

〔ワークDB-納税者レコード〕

徴収番号、納税者番号、納税区分、業務種別コード、登録年月日、身障減免区分、事務所コード、占有者区分、占有年度、賦課時人格区分、賦課時法人格区分、賦課時名称前後区分、賦課時カナ名称、賦課時漢字名称、賦課時住所コード、賦課時漢字地番方書、証明差止コード、証明発行事務所コード、証明発行年月日、証明発行回数、転入前滞納有無、身障減免取消年月日、余白、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号-車種コード、当初登録番号-カナ文字、当初登録番号-一連番号、当初登録番号-予備、作成年月日

〔ワークDB-登録番号履歴レコード〕

支局等コード、標識コード、登録番号-車種コード、登録番号-カナ文字、登録番号-一連番号、登録番号-予備、徴収番号、申請年月日、余白1、作成年月日

〔ワークDB-課税レコード〕

徴収番号、課税年度、課税CD-車種区分、課税CD-用途区分、課税CD-輪区分、課税CD-形体区分、課税CD-車種内訳区分、課税CD-けん引区分、課税CD-燃料区分、課税CD-定員区分、課税CD-積載量区分、課税CD-排気重量区分、課税CD-低公害区分、課税CD-予備、税率コード、年税額、課税月数、支局等コード、標識コード、登録番号-車種コード、登録番号-カナ文字、登

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

録番号-カナ文字、登録番号-連番号、登録番号-予備、事務所コード、賦課時調定事由コード、賦課時決定年月日、賦課時調定額、最新調定事由コード、最新決定年月日、最新調定額、余白

(個人事業税)

[事業年レコード]

徴収番号、事業年、事務所コード、課税すべき年度、開業年月日、廃業年月日、事業月数、青白区分、主たる業種コード、分割区分、レコード状態フラグ、予備

[賦課レコード]

徴収番号、事業年、事務所コード、課税すべき年度、課税年度、申告区分、所得税区分、青白区分、処理コード、納期限1、納期限2、国税年月日、主たる業種コード、主たる業種所得金額、従たる業種コード1、従たる業種所得金額1、従たる業種コード2、従たる業種所得金額2、所得金額合計、業種区分、業種区分別課税標準額、業種区分別税額、課税標準総額、事業専従控除給与、青色申告控除、海外取引特別控除、開拓準備金繰戻額、開拓準備金繰入額、事業専従者数、事業専従者控除、損失の繰越控除、被災損失繰越控除、資産譲渡損失控除、資産譲渡損失繰越、事業月数、事業主控除、非課税コード1、非課税金額1、非課税コード2、非課税金額2、分割区分、分割総数、分割本県分数、減免区分、減免額、災害年月日、減免決定年月日、合計税額、減免累計額、減免差引額、課税済税額、差引税額、調定額、歳出還付額、1期税額、2期税額、他事務所コード、他事務所調定額、他事務所歳出還付額、処理年月日、通知年月日、決議年月日、調定処理年月、調定年月、法定納期限等、調定集計済フラグ、賦課減免区分、現年過年区分、賦課入力区分、主業種区分、申告処理コード、レコード区分、レコード状態フラグ、取消処理年月日、予備

[課税内訳レコード]

徴収番号、事業年、事務所コード、課税年度、決議年月日、納期限、申告処理コード、調定額、調定年月、国税年月日、通知年月日、納期区分、賦課減免区分、減免区分、賦課入力区分、処理コード、対象申告処理コード、申告決議年月日、レコード状態フラグ、予備

[調定集計レコード]

事務所コード、課税年度、調定年月、現非調定件数、現非調定税額、現非歳出還付件数、現非歳出還付税額、現分調定件数、現分調定税額、現分歳出還付件数、現分歳出還付税額、過非調定件数、過非調定税額、過非歳出還付件数、過非歳出還付税額、過分調定件数、過分調定税額、過分歳出還付件数、過分歳出還付税額、予備

[賦課資料レコード]

事務所コード、税務署コード、国税資料番号、利用者識別番号、事業年、県外区分、都道府県コード、市区町村コード、カナ名称、漢字名称、納税地等区分、漢字住所、漢字屋号、市外局番、市内局番、加入者番号、生年月日一年、生年月日一月、生年月日一日、職業、青色区分、課税異動事由、正確等区分、期限内等区分、収入一営業、収入一農業、収入一不動産、収入一総合譲渡短期、収入一総合譲渡長期、所得一営業、所得一農業、所得一不動産、所得一総合譲渡一時、災害減免区分、外国税額控除区分、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、事業専従者人数、非課税所得番号、非課税所得金額、損益通算特例前不動産所得、不動産所得差引青色控除額、事業用資産譲渡損失、前年中の開廃業区分、前年中の開廃業月、前年中の開廃業日、他都道府県事務所区分、受付番号、連絡データ作成年月日、作成年月日、明細番号、税歴フラグ、賦課済フラグ、失格フラグ、県納税地等区分、異動年月日、異動事由、申告納税額、取込区分、台帳番号、収入一利子、収入一配当、収入一給与、収入一公的年金等、収入一その他、収入一一時、所得一利子、所得一配当、所得一給与、所得一雑、所得一合計、所得差引合計、課税所得金額、余白

[賦課資料履歴レコード]

事務所コード、税務署コード、国税資料番号、利用者識別番号、事業年、県外区分、都道府県コード、市区町村コード、カナ名称、漢字名称、納税地等区分、漢字住所、漢字屋号、市外局番、市内局番、加入者番号、生年月日一年、生年月日一月、生年月日一日、職業、青色区分、課税異動事由、正確等区分、期限内等区分、収入一営業、収入一農業、収入一不動産、収入一総合譲渡短期、収入一総合譲渡長期、所得一営業、所得一農業、所得一不動産、所得一総合譲渡一時、災害減免区分、外国税額控除区分、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、事業専従者人数、非課税所得番号、非課税所得金額、損益通算特例前不動産所得、不動産所得差引青色控除額、事業用資産譲渡損失、前年中の開廃業区分、前年中の開廃業月、前年中の開廃業日、他都道府県事務所区分、受付番号、連絡データ作成年月日、作成年月日、明細番号、税歴フラグ、賦課済フラグ、失格フラグ、県納税地等区分、異動年月日、異動事由、申告納税額、取込区分、台帳番号、収入一利子、収入一配当、収入一給与、収入一公的年金等、収入一その他、収入一一時、所得一利子、所得一配当、所得一給与、所得一雑、所得一合計、所得差引合計、課税所得金額、余白

[国税連携データレコード]

データ区分、都道府県コード、市区町村コード、申告区分、課税異動事由、局署番号、整理番号、利用者識別番号、事業年一年号、事業年一年、納税地等区分、漢字住所、カナ名称、漢字名称、職業、屋号、生年月日一年号、生年月日一年、生年月日一月、生年月日一日、市外局番、市内局番、加入者番号、青色区分、収入一営業、収入一農業、収入一不動産、収入一総合譲渡短期、収入一総合譲渡長期、所得一営業、所得一農業、所得一不動産、所得一総合譲渡一時、災害減免区分、外国税額控除区分、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、事業専従者人数、非課税所得番号、非課税所得金額、損益通算特例前不動産所得、不動産所得差引青色控除額、事業用資産譲渡損失、前年中の開廃業区分、前年中の開廃業月日一月、前年中の開廃業月日一日、他都道府県事務所区分、受付番号、連絡データ作成年月日、申告納税額、取込区分、台帳番号、収入一利子、収入一配当、収入一給与、収入一公的年金等、収入一その他、収入一一時、所得一利子、所得一配当、所得一給与、所得一雑、所得一合計、所得差引合計、課税所得金額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
島根県税務総合オンラインシステムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>〔国税連携システム以外の入手分〕 納税者等が地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する場合には、省令等により手続に必要な事項を規定した様式により提出させ、必要な情報以外を誤って記載することがないようにし、目的外の入手が行われることを防ぐ。</p> <p>〔国税連携システムからの入手分〕 国税連携システムによりeLTAX（地方税ポータルシステム）から送信される情報は、所得税申告書等に記載・入力された納税地により送信先が判定され対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報のみしか入手できない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>国税連携システムによりeLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報で、他の都道府県に課税権がある情報が提供される場合がある。その場合は、国税連携システムの団体間回送機能により該当都道府県に提供することにより不必要な情報の入手は行わない。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>税務総合オンラインシステムと統合宛名管理システムはシステム連携を行わず必要な場合に該当者の地方税関係情報、障害者関係情報又は生活保護関係情報の情報照会を行うため、税務総合オンラインシステムには必要以上の情報は保有しない。 なお、税務総合オンラインシステム及び国税連携システムは税務事務に必要な情報しか保有していない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>税務総合オンラインシステム及び国税連携システムは、マイナンバーネットワークに接続する端末を利用しているため、特定通信を除き他のネットワークシステムに接続できないようアクセス制御が行われている。</p> <p>税務総合オンラインシステム及び統合宛名管理システムは、端末ログイン時に2要素認証(ID及び生体認証)により、またシステムログイン時に利用者ごとに割り当てたユーザIDとパスワードにより個人認証を行っている。</p> <p>また、各ユーザの税務総合オンラインシステムの利用状況は、ログにより監視を行っている。</p> <p>国税連携システムは、端末ログイン時に2要素認証を行うとともに、利用する必要がある職員の特定及び当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、利用する所属ごとに割り当てられたユーザID及びパスワードによる認証を行っている。</p>
その他の措置の内容	<p>税務総合オンラインシステム利用パソコンについては、画面の盗み見・不正利用対策として、スクリーンセーバーが起動する設定にしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱いに係る特記事項 ・基本的事項(個人情報の取扱いの適正) ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の保護の業務従事者への周知 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の資料等の返還 ・個人情報の資料等の廃棄 ・個人情報の状況の調査 ・個人情報の事故報告 ・個人情報の取扱い指示		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書においては、再委託してはならないこと、あらかじめ書面により承諾を得た場合はこの限りではないことを明記しているが、承諾を求める場合は再委託先名称、再委託の内容、個人情報を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出させ「個人情報の取扱いに係る特記事項」の義務を有し、それを遵守する誓約書を提出させる。		
その他の措置の内容	委託先(再委託先を含む。)の操作記録の内容をログ監視している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>統合宛名管理システムにおいては、本事務を実施するために必要な情報にアクセス・閲覧できないように、事務ごとにアクセス権の設定をおこなっているため、権限を有しない他事務の情報照会を行うことはできない。</p> <p>また、同システムにおいては番号法に定められた特定個人情報しか照会できないようになっているため、番号法に定められた特定個人情報以外を照会することはできないようになっている。</p> <p>宛名システムにおいてはシステムのログインログや操作ログを取得できるようになっており、不適切な操作や情報連携を抑止することが可能である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <p>1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
具体的な方法	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【税務総合オンラインシステムの運用における措置】 一般職員に対しては、情報セキュリティ研修、情報通信システム研修を行うこととしている。 受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し契約を締結している。 違反行為を行った者に対しては、その都度指導のうえ、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 1. 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 2. 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 1. 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課 情報公開室 情報公関係(第三分庁舎1階) 県政情報センター 電話0852-22-6139 FAX0852-22-6140
②請求方法	島根県個人情報保護条例第11条第1項に基づき、個人情報の開示を請求。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部税務課 税務電算係 電話0852-22-6033 FAX0852-22-6038
②対応方法	問合せを受けた際には、問い合わせ内容及び対応内容を記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	I-6. 評価実施機関における担当部署一②所属長	税務課長 森脇 宏介	税務課長 林 一彦	事後	人事異動により所属長の変更
令和1年6月3日	V-1-①	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による
令和2年2月1日	I-1-②	○地方税法その他の地方税に関する法律及び地方税法特別税等に関する暫定措置法並びにこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	○地方税法その他の地方税に関する法律及び地方税法特別税等に関する暫定措置法及び特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	地方税法改正による
令和2年2月1日	I-1-② ○税務事務の概要 1.	1. 納税者からの申告及び届出等の受理及び課税調査等により賦課決定を行い納税通知書等の発付を行う課税業務(法人県民税、法人事業税、地方税法特別税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、狩猟税等)	1. 納税者からの申告及び届出等の受理及び課税調査等により賦課決定を行い納税通知書等の発付を行う課税業務(法人県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方税法特別税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割・自動車税環境性能割、狩猟税等)	事後	地方税法改正による
令和2年2月1日	I-1-② ○特定個人情報ファイルの利用事務 2.	2. 減免情報等の取得(自動車税、自動車取得税、個人事業税、狩猟税)	2. 減免情報等の取得(自動車税種別割・自動車税環境性能割、個人事業税、狩猟税)	事後	地方税法改正による
令和2年2月1日	I-2-②	○地方税法その他の地方税に関する法律及び地方税法特別税等に関する暫定措置法並びにこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する電算処理	○地方税法その他の地方税に関する法律及び地方税法特別税等に関する暫定措置法及び特別法人事業税及び特別法人事業贈与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する電算処理	事後	地方税法改正による
令和2年2月1日	II-6 <国税連携システムにおける措置>	一般社団法人地方税電子化協議会が管理運営している国税連携システムの国税連携データ受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。	地方税共同機構が管理運営している国税連携システムの国税連携データ受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。	事後	地方税法改正による
令和2年2月1日	V-1-①	平成31年4月1日	令和2年2月1日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による
令和3年2月1日	V-1-①	令和2年2月1日	令和3年2月1日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による
令和4年2月1日	V-1-①	令和3年2月1日	令和4年2月1日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による
令和5年2月1日	I-1-②	○特定個人情報ファイルの利用事務 1. 納税者名寄せ 2. 減免情報等の取得(自動車税種別割・自動車税環境性能割、個人事業税、狩猟税) 3. 必要に応じ、本人確認のため住民基本台帳ネットワークシステムに対し情報照会	○特定個人情報ファイルの利用事務 1. 納税者名寄せ 2. 減免情報等の取得(自動車税種別割・自動車税環境性能割、個人事業税、狩猟税) 3. 必要に応じ、本人確認のため住民基本台帳ネットワークシステムに対し情報照会 4. 過誤納金又は還付加算金の還付	事前	公金受取口座情報の利用開始による
令和5年2月1日	I-5-②	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表第二、28の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第21条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表第二、27の項及び28の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第20条及び第21条	事前	公金受取口座情報の利用開始による
令和5年2月1日	V-1-①	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による
令和6年2月1日	I-1-①	地方税及び地方税法特別税に関する事務	地方税、特別法人事業税及び森林環境税に関する事務	事後	
令和6年2月1日	III-3 具体的な管理方法	税務総合オンラインシステム及び国税連携システムは、マイナンバーネットワークに接続する端末を利用しているため、特定通信を除き他のネットワークシステムに接続できないようアクセス制御が行われている。 税務総合オンラインシステムは、端末ログイン時に2要素認証(ID及び生体認証)により、またシステムログイン時に利用者ごとに割り当てたユーザIDとパスワードにより個人認証を行っている。 また、各ユーザの税務総合オンラインシステムの利用状況は、ログにより監視を行っている。 国税連携システムは、端末ログイン時に2要素認証を行うとともに、利用する必要がある職員の特定制及び当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、利用する所属ごとに割り当てられたユーザID及びパスワードによる認証を行っている。	税務総合オンラインシステム及び国税連携システムは、マイナンバーネットワークに接続する端末を利用しているため、特定通信を除き他のネットワークシステムに接続できないようアクセス制御が行われている。 税務総合オンラインシステム及び統合宛名管理システムは、端末ログイン時に2要素認証(ID及び生体認証)により、またシステムログイン時に利用者ごとに割り当てたユーザIDとパスワードにより個人認証を行っている。 また、各ユーザの税務総合オンラインシステムの利用状況は、ログにより監視を行っている。 国税連携システムは、端末ログイン時に2要素認証を行うとともに、利用する必要がある職員の特定制及び当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、利用する所属ごとに割り当てられたユーザID及びパスワードによる認証を行っている。	事後	

令和6年2月1日	Ⅲ-6 リスクに対する措置内容	-	<p>統合宛名管理システムにおいては、本事務を実施するために必要な情報にアクセス・閲覧できないように、事務ごとにアクセス権の設定をおこなっているため、権限を有しない他事務の情報照会を行うことはできない。</p> <p>また、同システムにおいては番号法に定められた特定個人情報しか照会できないようになっていたため、番号法に定められた特定個人情報以外を照会することはできないようになっていた。</p> <p>宛名システムにおいてはシステムのログインログや操作ログを取得できるようになっており、不適切な操作や情報連携を抑制することが可能である。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	
令和6年2月1日	Ⅳ-1-①	〒690-8501 鳥根県松江市殿町1番地 鳥根県総務部総務課 情報公開・文書グループ (第三分庁舎1階) 県政情報センター 電話0852-22-6139 FAX0852-22-6140	〒690-8501 鳥根県松江市殿町1番地 鳥根県総務部総務課 情報公開室 情報公開係 (第三分庁舎1階) 県政情報センター 電話0852-22-6139 FAX0852-22-6140	事後	
令和6年2月1日	Ⅳ-2-①	〒690-8501 鳥根県松江市殿町1番地 鳥根県総務部税務課 税務電算グループ 電話0852-22-6033 FAX0852-22-6038	〒690-8501 鳥根県松江市殿町1番地 鳥根県総務部税務課 税務電算係 電話0852-22-6033 FAX0852-22-6038	事後	
令和6年2月1日	V-1-①	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による
令和7年1月6日	I-4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一、16の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	番号法改正による
令和7年1月6日	I-5-②	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表第二、27の項及び28の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第20条及び第21条	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 【情報提供する根拠】 なし	事後	番号法改正による
令和7年1月6日	Ⅲ-6 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	番号法改正による
令和7年1月6日	V-1-①	令和6年2月1日	令和7年1月6日	事後	基礎項目評価のしきい値判断時点による